

仙台市スポーツ施設

温水プール管理運用基準

※ この運用基準は、「仙台市スポーツ施設温水プール管理運営要領」（以下、運営要領という）に規定されていないが対応を統一的行う必要がある事項、あるいは規定されてはいるが具体的に基準を設ける必要がある項目について、対応の基準を示すものです。

仙台市スポーツ振興課
平成２２年１２月策定
(平成２９年 １月改定)
(平成２９年 ９月改定)
(令和 ２年 ９月改定)
(令和 ８年 ６月改定)

目 次

1	おむつの使用にかかる判別について	p2
2	入れ墨・タトゥのある者の入場について	p2
3	化粧を落とさない者の利用について	p3
4	メガネ、時計、その他ガラス、金属類の持ち込みについて . .	p3
5	遊泳具の持ち込みについて	p4
6	水着や水中ミット、水中シューズ以外の着用について	P4
7	付添人の年齢について	p4
8	介護が必要な方の利用について	p5
9	付添人の対応可能人数について	p5

1. おむつの使用にかかる判別について（運営要領第5条（4）関係）

Q「おむつを使用していない者」の判別が難しいが、どのように対応したらよいか。

基準	「おむつを使用していない者」とは、幼児については常におむつが取れている状態を、それ以外の者については日中において常におむつが取れており、尿意・便意のコントロールができる状態をいう。2歳未満の乳幼児については、口頭による確認に加え、必ず書面で保護者の申出書をとること。
方針	<幼児> 受付時に、口頭での確認に加え、2歳未満は保護者から書面で確認をとること。 <高齢者> 口頭による確認が難しいことから、窓口に注意喚起文を掲出するほか、入場前並びに入場中においても排便・排尿の徹底の協力依頼を行うこと。 また、付添人がいる場合は、書面にて確認をとること。 <障害者> 付添人がいる場合は、適宜書面にて確認を徹底すること。

2. 入れ墨・タトゥのある者の入場について（運営要領第5条(5)関係）

Q 入れ墨・タトゥのある利用者があった場合どうしたらよいか。

基準	ラッシュガードの着用、あるいはサポーターやテーピングの使用により、入れ墨を隠して入場いただくようお願いをする。
方針	入れ墨・タトゥがあること自体は、地方自治法及び仙台市スポーツ施設条例に規定する公の施設の利用制限の理由に当たらないと解される。 しかし、他の利用者に対し、威圧感や恐怖心を与える恐れがあることから、更衣に際し、個室更衣室又はシャワールームを使用し、該当部分が他の利用者の目に触れないよう協力をお願いするほか、概ね手のひらサイズ以上の大きさの入れ墨・タトゥがある場合には、「ラッシュガード」の着用、あるいは「サポーター」又は「テーピング」の利用により、該当部分が露出しないよう協力をお願いする。 この場合のサポーターやテーピングの着用は、特別な事情があるものとして特例的に認めるものであり、衛生管理上、清潔なものを着用いただくように注意する。 なお、初めて利用する際にはサポーター等を準備していないと思われるため、次回からは準備するようにお願いし、初回は利用を認めるものとする。

3. 化粧を落とさない者の利用について（運営要領第5条(5)関係）

Q 水に顔をつけないなどを理由に、化粧を落とさずに利用しようとする女性等がいる
がどうしたらよいか。

基準	管理運営上支障があると認められる行為として、化粧を落とさない限り入場を制限する。
方針	水に顔をつけなくとも水しぶきや発汗により化粧品が溶け落ち、プールの水質低下を及ぼす可能性があることを説明し、化粧を落とさずして利用は認められないことを伝える。 なお、化粧を落とす薬品については、利用者が準備し負担とする。

4. メガネ、時計、その他ガラス、金属類の持ち込みについて（運営要領第6条（1）関係）

Q 下記の器具の持ち込みの可否、承認基準について

器具	基準及び方針
メガネ	メガネをかけたままでの入水は一律禁止。 ※ただし、更衣室からプールサイドまでの移動及び幼児の付き添いを目的としたプールサイドでの利用は認める。
コンタクトレンズ	ゴーグルの着用等により誤って外れることのないよう注意したうえで認める。
時計	一律禁止。
水中ウォークマン	館内放送が聞こえるようなボリュームに設定するよう注意したうえで認める。
ウェアラブルデバイス	リストバンドタイプのものに限定し、利用にあたっては保護カバーの着用を義務とする。
ストップウォッチ	窓口に申告することを条件に認める。
カウンター	一律禁止。
水分補給用ボトル・水筒	中身がこぼれないような蓋付きのものに限り認める。

5. 遊泳具の持ち込みについて（運営要領第6条（2）関係）

Q 下記の遊泳具の持ち込みの可否、承認基準について

器具	基準及び方針
浮き輪	原則禁止。 ※障害者への合理的配慮の一つとして、その使用が妥当と判断される場合は、承認可。

6. 水着や水中ミット、水中シューズ以外の着用について（運営要領第6条(3)関係）

Q 水着かどうかの判別が難しくどのように対応したらよいか。

基準	疑義がある場合には、口頭で確認する。
方針	「水着」として市販されているものは、極端に露出の高いものを除いて、形に関わらず認めるものとする。 なお、海水浴やダイビングなどで着用することが多い、ビキニやウェットスーツなどを認める場合には、砂などが入り込まないように十分注意すること。

Q 下記の防水具の着用の可否及び承認基準について

防水具	基準及び方針
ラッシュガード	フード付きのものは中に入れ込んでもらうことを条件に、認める。
ライフジャケット	泳げないなどの事情がある場合には認める。
アクアシューズ	一律承認。 ※靴底が固く運動靴に類するものは禁止する。
シュノーケル・フィン	一律禁止。
つば付き帽子	つばが固くないものに限り認める。

7. 付添人の年齢について（運営要領第7条（1）関係）

Q 幼児及び児童（小学1、2年生）に対する付添人に年齢制限はあるか

基準	中学生以上を付添人として認めることとする。
方針	中学生が付添人の場合は、親権者等の同意を得ていることを確認することとする。ただし、中学生が付き添える幼児及び児童は1人までとする。

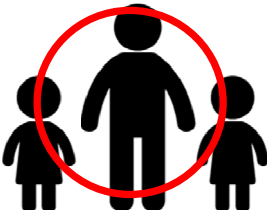
8. 介護が必要な方の利用について（運営要領第7条(2)関係）

Q 高齢者等介護が必要な方の利用について、どのように対応したらよいか。

基準	18歳以上の付添人（介護者）の同行を求めること。
方針	高齢、その他障害等により個人での利用が困難であると認められる場合には、要領第7条第2項の規定に基づき、付添人（介護者）が必要となる。 介護者が同行した場合は、介護者に対し、利用にあたっての介助の必要性を確認することにより対応すること。 なお、介護者の要件は、被介護者を実質的に保護（体力的部分も含め）できる能力があり、また不測の事態に適切に判断する必要もあることから、18歳以上であること。

9. 付添人の対応可能人数について（運営要領第7条関係）

Q 付添人（保護者）は何人まで、対応することが認められるのか。

基準	原則として1人の付添人に対して、被付添人は1人とする。
方針	原則として1人の付添人に対して入場が認められる被付添人は、1人とする。 ただし、幼児プール内など1つの場所において、複数の幼児に付き添うなど、付添人が複数の被付添い人に付き添った場合においても、安全確保が可能と客観的に判断できる場合には、指定管理者の判断のもと複数（2名以上）の被付添人の入場を認めることとする。 なお、中学生が付添人となる場合は、その保護能力から判断し、被付添人は1人のみとする。 【原則】  施設で可能と判断した場合  付添人が中学生の場合 